

# まめまめ通信

二〇一四年一月 第一三三号



司法書士高橋大治郎事務所から、耳寄りな情報を発信いたします。

## まめまめ

### 「遺贈」と遺言執行者

事例から学ぶ遺言書 (その6)

亡くなった義母(亡き夫の母)が、自筆で遺言書を書いていました。

嫁である私に財産を全て「ゆずる」内容の遺言だったのですが、この遺言書により、義母所有の不動産の名義変更ができるのでしょうか…

遺言により、相続人以外の者にも財産を無償で譲ることが出来、これを「遺贈」といいます。

事例の遺言書には「遺贈する」ではなく、「ゆずる

」と記載されていましたので、まず、「ゆずる」内容の遺言が有効かどうか、検討する必要があります。

遺言の解釈にあたっては、判例上、「遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探究すべきものである。」とされています。

事例のような遺言書の記載であっても、遺言は有効であり、「遺贈」と解釈されるのです。次に、遺贈の登記手続について検討します。

遺贈による所有権移転登記は、**登記権利者と登記義務者の共同申請**により申請手続をする必要があります。

遺贈の登記では通常、登記権利者は受遺者、登

記義務者は遺贈人、登記権利者は受遺者、登

記義務者は**相続人全員**となりますが、事例の案件では、相続人の協力が得られませんでした。

そこで、**家庭裁判所**に対し、この遺言の「**遺言執行者**」の選任を申立てました。

遺言執行者は、遺言の執行に必要な**一切の行為**をする**権利義務**を有しています。

受遺者が遺言執行者に選任されると、遺贈の登記手続は、共同申請の構造を取りつつも、実際には**受遺者単独**で出来ることとなります。

事例の案件では、家庭裁判所により、受遺者本人が遺言執行者に選任され、無事、遺贈の登記を完了することができました。

遺言執行者は、**遺言で指定**することも可能で、その方が簡便です。

これから遺言書を書かれる際には、「遺言執行者の指定」についてもぜひご検討ください。

## ちよつとひと息

姫路市白国にある**白国神社**で、編集長の長女の**七五三**のお参りをしました。

白国神社は、**安産と育児の神様**として人気のある神社です。

**安産祈願**も、長女のお宮参りもこちらでお世話になりました。

神社の境内に**写真スタジオ**があり、写真撮影とお参りを一度に済ませることが出来ます。

長女の**機嫌が良かった**おかげで、着物の着付、写真撮影ともスムーズに出来、天気にも恵まれて、良いお参りができました。



## 公正証書遺言は、出張有り

**自筆証書遺言**を書く場合、本文、日付、氏名を**全て自筆**で記載する必要があります。この要件を満たさずに作成された遺言書は、無効となります。

お身体が不自由な場合、自筆証書遺言の作成は、大変困難です。

この場合、**公正証書遺言**の作成をお勧めします。

遺言を公正証書で作成する場合、自筆が必要なのは、氏名のみです(署名すらできない場合、**代書**の制度もあります)。

さらに、公正証書に出向けない事情があるときは、**公証人**がご自宅等まで**出張**してくれます。

当事務所では、公証人と証人二名を乗せた車で、ご自宅まで伺い、解決した事例もございます。

お身体の事情等で遺言書の作成を躊躇されているなら、一度当事務所までご相談ください。

## 不動産の評価(その2)

土地の相続税評価額  
(または贈与税評価額)は、  
一般に「路線価」により算  
出することになります。

評価額は税額に大きく  
影響するので、いかに路線  
価から減額調整できるか  
がポイントとなります。

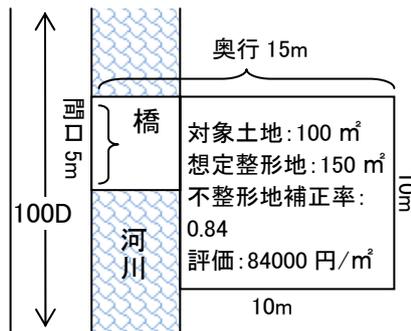
評価額の減額調整の要  
因としては、間口が狭い、  
奥行きが長大であるなど  
のほか、土地が「真四角で  
無く、不整形である」とい  
うことが挙げられます。

例えば、道路と対象土  
地との間に水路(または  
河川)があり、道路からの  
橋を介してのみ進入でき  
ような場合、土地が真四  
角であっても、**間口が橋の  
幅しかない不整形地**とし  
て評価します。

そして橋を含めた真四  
角の「**想定整形地**」を設定  
し、想定整形地の面積と  
対象土地の面積との対比  
等により、「**不整形地補  
正率**」を求め(計算式省  
略)、路線価に不整形地

補正率を乗じて補正後の  
価格を算出します(この  
補正率の限度は0.6。  
場合によっては、**奥行価  
格補正**など、他の減額調  
整と合わせて行うことも  
できます。)

左の事例では、路線価  
1㎡あたり十萬円の土地  
が八萬四千円と評価され  
ることになります。



## 相談会情報

**毎月第3土曜日**、当事務  
所において、「**相続・遺言  
休日相談会**」を開催して  
おります(参加費不要)。  
時間は、午前九時から  
午後二時までです。



**相続ガイドブックの  
改訂版が出来ました。**

当事務所発行の、**相続  
ガイドブック**の改訂版が  
完成しました!

**平成二十七年の相続税法**  
改正に対応したほか、大  
幅な見直しをしております。

仕事の合間をぬって、**コ  
ツコツ**と編集作業を重ね  
たものです。  
ぜひ、お手にとっていただ  
き、ご利用くださいませ。



**プロのカメラマンに事  
務所の写真を撮っても  
うりました。**

今年に入ってから、**スタ  
ッフの入れ替わり**があり、  
当事務所の**司法書士有  
資格者数**も四名となりま  
した。

事務所のパンフレットや  
ホームページ用の写真が  
古くなったので、先日、**プ  
ロのカメラマン**に依頼して、  
**事務所とスタッフの写真**  
を撮ってもらいました。  
緊張からか、皆の笑顔  
はひきつり気味?



(編集長 高橋克彰)

司法書士・行政書士・土地家屋調査士  
**高橋大治郎事務所**

所在: 姫路市東延末三丁目18番地  
JR 姫路駅から徒歩8分。駐車場有。

お電話でのご相談は、こちら...

フリーダイヤル そうぞく・いごん

**0120-339-150**

お電話お待ちしております。

WEBなら、「姫路 相続」で検索。  
**兵庫・姫路 相続遺言相談室**

Facebookページ始めました。

facebook

facebook.com/  
himeji.sozoku

